

事業者が講ずべき措置に関する事項

十二 公共サービス実施民間事業者が官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五条）の規定により國の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任する場合における求償に応する責任を含む。第十四条第二項第十号において同じ。）に関する事項

十三 官民競争入札対象公共サービスに関する第七条第八項に規定する評価に関する事項

十四 その他官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十二号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一 知識及び能力

二 経理的基礎

三 技術的基礎

四 その他官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

二 第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一 官民競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した経費

二 官民競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した人員

三 官民競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した施設及び設備

四 官民競争入札対象公共サービスに関する從来の実施における目的の達成の程度

五 国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項を定めたときは、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等の監理委員会の議を経なければならない。

六 国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

七 前二項の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用する。

第十条 次の（欠格事由）

各号のいずれかに該当する者は、官

（官民競争入札への参加）

参加する民間事業者

第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公
共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実

- 八 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項

九 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国・行政機関等の長等に対し報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

十 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三項に損害を加えた場合において、その損害賠償に関し第二十条第一項の契約で当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

十一 民間競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項

十二 その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一 知識及び能力

二 経理的基礎

三 技術的基礎

四 その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

五 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一 民間競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した経費

二 民間競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した人員

三 民間競争入札対象公共サービスに関する從来の実施に要した施設及び設備

四 民間競争入札対象公共サービスに関する從来の実施における目的の達成の程度

五 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

第三節 地方公共団体による官民競争入

る。関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは、「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

- 6 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

7 前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第十五条 第十条、第十一一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、国との行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十二条中並びに「第九条第二項第五号」とあるのは、「第十四条各項第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは、「前条第一項」と、「その評価を行なうものとする。この場合において、国との行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議決を経なければならない」とあるのは、「その評価を行なうものとする」こと、「前条第一項中「前条の評価に従い、国との行政機関等の長等が作成した第十二条第二項の書類の内容よりも」とあるのは、「前条の評価に従い」と、「有利な申込みを行なうものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、國の行政機関等の長等が作成した第十二条第二項の書類の内容よりも」とあるのは、「前条の評価に従い」と、「有利な申込みを行なった民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは、「最も」と、同様第三項中「前二項」とあるのは、「第一項」と、「政令で定めるもの又は国との行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国との行政機関等の長等が作成した第十二条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは、「政令で定めるもの」と読み替えるものとすらる。

第三節 地方公共団体による官民競争入札の実施等(官民競争入札実施要項)

第十六条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において官民競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス(以下「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス」という)ごとに、官民競争入札実施要項を定めることができる。

2 官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項

二 地方公共団体官民競争入札実施要項の変更についての実施期間に関する事項

十一 公共サービス実施民間事業者が、地方公事項
場合において適用される法令の特例に関する事項

- 三 次条において準用する第十条に定めるもの
のほか、官民競争入札に参加する者に必要な
資格に関する事項

四 官民競争入札に参加する者の募集に関する
事項

五 地方公共団体官民競争入札対象公共サービ
スを実施する者を決定するための評価の基準
その他の地方公共団体官民競争入札対象公共
サービスを実施する者の決定に関する事項

六 官民競争入札の実施に関する事務を担当す
る職員と官民競争入札に参加する事務を担当す
る職員との間での官民競争入札の公正性を
阻害するおそれがある情報の交換を遮断する
ための措置に関する事項

七 地方公共団体官民競争入札対象公共サービ
スに関する従来の実施状況に関する情報の開
示に関する事項

八 公共サービス実施民間事業者に使用させる
ことができる公有財産（地方自治法（昭和二
十二年法律第六十七号）第二百三十八条第一
項に規定する公有財産をいう。第十八条第二
項第七号において同じ。）に関する事項

九 地方公共団体の職員のうち、公共サービス
実施民間事業者に使用される者であつて当該
地方公共団体官民競争入札対象公共サービス
に係る業務に從事する者となることを希望す
る者に関する事項

十 公共サービス実施民間事業者が地方公共團
體官民競争入札対象公共サービスを実施する
場合において適用される法令の特例に関する
事項

十一 公共サービス実施民間事業者が、地方公
共団体官民競争入札対象公共サービスを実施
するに当たり、地方公共団体の長に対して報
告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために
必要な措置その他の地方公共団体官民競争入
札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の
確保のために第二十三条において準用する第
二十条第一項の契約により公共サービス実施
民間事業者が講ずべき措置に関する事項

十二 公共サービス実施民間事業者が地方公共
団体官民競争入札対象公共サービスを実施す
るに当たり第三者に損害を加えた場合において
その損害の賠償に関する第二十三条において
準用する第二十条第一項の契約により当該
公共サービス実施民間事業者が負うべき責任
(国家賠償法の規定により地方公共団体が當

7 れはならない。
前二項の規定は、官民競争入札実施要項の文
更について準用する。

6 地方公共団体の長は、官民競争入札実施要定を始めたときは、遅滞なく、これを公表しなればならない。

- 3 前項第三号に規定する資格は、おおむね次号において同じ。)に関する事項

該損害の賠償の責めに任ずる場合における
報に応ずる責任を含む。第十八条第二項第
三項第一号に規定する実施状況に關する
報告の開示においては、おおむね次に掲げるも
のを明らかにするものとする。

4 第二項第七号に規定する実施状況に關する
報告の開示においては、おおむね次に掲げるも
のを明らかにするものとする。

5 地方公共団体官民競争入札対象公共サービ
スに関する從来の実施に要した経費

6 地方公共団体官民競争入札対象公共サービ
スに関する從来の実施に要した人員

7 前二項の規定は、官民競争入札実施要項
更について準用する。
(準用)

第十七条 第十条から第十三条までの規定は、以
て準用する。この場合において、第十条第五項
中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二
条において準用する第二十二条第一項」と、「
第十二条第二号及び第十三条第三項中「官民競争
札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第
一項に規定する合議制の機関」と、「第十二条
第九条第二項第五号に規定する評価の基準」と
従つて、「前条第一項」とあるのは「前条第
一項」と、「官民競争入札等監理委員会の議を經
なければならぬ」とあるのは「第四十七条第
一項に規定する合議制の機関の議を経なければ
ならぬ」、第十六条第一項第五号に規定する評
価を經なければならぬ。

者が、第二十五条第一項の規定に違反して、対象公共サービスの実施に関する知識を得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。国は行政機関等の長等は、前項の規定により契約を解除するときは、前章に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札が対象公共サービスの実施又は国は行政機関等が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 国の行政機関等の長等は、前項の規定による措置を講じようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬ。

4 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。

(地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについての準用)

第二十三条 前三条の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用する。この場合において、第二十条第一項中「第十三条第一項(第十五条规定において準用する場合を含む。)」とあるのは、「第十七条及び第十九条において準用する第十三条第一項」と、同条第二項及び第二十一条第三項中「政令」とあるのは、「規則」と、同条第二項及び前条第三項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは、「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、同条第一項第一号ロ中「第九条第二項第三号若しくは第十条」とあるのは、「第十六条第二項第三号若しくは第十七条において準用する第十三条」と、「第十四条第二項第三号若しくは第十五条」とあるのは、「第十八条第二項第三号若しくは第十九条」と、同号へ中「第二十六条第一項」とあるのは、「第二十八条において準用する第二十六条第一項」と、同号ト中「第二十七条第一項」とあるのは、「第二十八条において準用する第二十七条第一項」と、同項第二号中「対象公共サービス」とあるのは、「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス等の実施」と読み替えるものとする。

第二節 公共サービスの実施

(官民競争入札対象公共サービス等の実施)

第二十四条 公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項(前条において準用する場合を含む。)の契約に従つて、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならない。

(秘密保持義務等)

2 (秘密保持義務等)

3 者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの人であつた者は、当該公共サービスの実施に関する知識を得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 監督

(報告の微収等)

第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。

第二十七杰 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

(地方公共団体官民競争入札対象公共サービス等についての準用)

第二十八条 前二条の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用する。この場合において、第二十六条第四項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは、「四十七条第一項に規定する合議制の機関」と読み替えるものとする。

第五章 法令の特例

第一节 通則

第三十条 国が対象公共サービスについて債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

(国家公務員退職手当法の特例)

第三十一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する職員(以下この項において「職員」という。)のうち、国は行政機関等の長等が第二十条第一項の契約を締結した日の翌日から当該契約に係る対象公共サービスの第九条第一項第二号に規定する実施期間又は第十四条第一項第二号に規定する実施期間(以下この項において「実施期間」という。)の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に使用される者(当該対象公共サービスに係る業務に従事するものに限る。以下この項において「対象公共サービス従事者」という。)となるたる者の退職(同法第四条第一項又は第五条第一項の規定に該当する退職に限る。次項において「特定退職」という。)をし、かつ、引き続き対象公共サービス従事者として在職した後引き続いだ実施期間の末日の翌日までに再び職員となつた者(以下この項において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する退職手当に係る退職手当の額の計算の基礎となる同法第七条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。)又は同法第十五条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。)が行われたときは、適用しない。

5 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当(その額を第三項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第七項において同じ。)の額が支払われていない場合において、先の退職手当に係る国家公務員退職手当法第十一条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十一條

2 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間(以下この項において「基礎在職期間」という。)には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当(以下この項において「先の退職手当」という。)の額の計算の基礎となつた基础在職期間を含むものとする。

3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないとときは、同号に掲げる額とする。

4 一条 国家公務員退職手当法第二条の四から第六条の四まで並びに附則第六項から第八項まで及び第十一項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四八年法律第三十号)附則第五項から第七項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第一百五十五号)附則第三条、第五条及び第六条の規定により計算した額

二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

三 前二項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

4 前三項の規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に係る国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。)又は同法第十五条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。)が行われたときは、適用しない。

5 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当(その額を第三項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第七項において同じ。)の額が支払われていない場合において、先の退職手当に係る国家公務員退職手当法第十一条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十一條

第二号に規定する退職手当管理機関（次項及び

第七項において単に「退職手当管理機関」とい

う。）は、当該処分を受けている者に対し、こ

れらの規定による場合に準じて、第三項本文の

規定により計算した額から同項第三号に掲げる

額を控除して得た額（以下この条において「特

例加算額」という。）の支払を差し止める处分

を行うものとする。この場合において、先の退

職手当に同法第十三条第一項から第三項ま

での規定による処分が取り消されたときは、当

該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消

すものとする。

再任用職員の退職前に、先の退職手当に關

し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規

定による処分（先の退職手当の全部を支給しな

いこととするものを除く。）若しくは同法第十

五条第一項の規定による処分（先の退職手当の

全部の返納を命ずるもの除外。）が行われた

とき、又は再任用職員が退職し、まだ当該退職

に係る退職手当の額が支払われていない場合に

おいて、先の退職手当に關し同法第十四条第一

項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条

第一項若しくは第七十条第一項から第五項まで

に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けて

いる者に対し、これらの規定による場合に準じ

て、特例加算額の全部又は一部を支給しないこ

ととする処分を行なうものとする。この場合にお

第二節 特定公共サービス

（職業安定法の特例）

第三十二条 次に掲げる公共職業安定所の業務

（以下この条において「特定業務」という。）を

実施する公共サービス実施民間事業者であつて

第一百四十一号）第三十条第一項の許可を受けた

者でなければならない。

一 事業の経営管理に係る業務又は技術的及び

専門的な知識を必要とする業務に就く職業に

就職を希望する四十歳以上の者を専ら対象と

する施設において行う職業紹介、職業指導及

びこれらに付随する業務

二 事業の運営に関する事項についての企画、

立案、調査及び分析の業務に就く職業に就職

を希望する四十五歳以上六十歳未満の者その

他厚生労働省令で定める者を専ら対象とし、

職業の選択及び労働市場の状況に関する理解

を深めさせることにより就職活動を行う意欲

を増進することを目的とする施設において行

う職業指導及びこれに付随する業務

前項の公共サービス実施民間事業者が、特定

業務を実施する施設において職業紹介事業を行

う場合において当該職業紹介事業に關し国以外

の者から手数料又は報酬を受けないときは、當

該職業紹介事業については、職業安定法第三十

二条の十一の規定は適用しない。

三 前二項に定めるものほか、公共サービス実

施民間事業者による特定業務の実施に關し必要

な事項は、厚生労働省令で定める。

（国民年金法等の特例）

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第百

四十一号）第八十七条第一項に規定する保険料

（以下この条において「保険料」という。）の収

納に関する業務のうち次に掲げるもの（以下こ

の条において「特定業務」という。）を実施す

る公共サービス実施民間事業者は、併せて被保

険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務

（以下この条において「納付受託業務」という

。）を実施するものとする。

一 国民年金法第八十九条の規定により保険料

を納付する義務を負う者であつて、保険料を

準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する

額の返納又は納付を命ずる処分を行うものとす

る。この場合において、これらの規定による処

分が取り消されたときは、当該特例加算額の全

部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ず

る処分も取り消すものとする。

国家公務員退職手当法第十二条第二項及び第

三項の規定は第五項及び第六項の規定による処

分について、同条第二項の規定は前項の規定に

よる処分について準用する。

二 保険料滞納者に對し、面接その他他の方法に

よる保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務

三 第一号の規定により確認した理由その他の

前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で

定めるところにより、日本年金機構の理事長に

報告する業務

四 前項の公共サービス実施民間事業者は、納付

受託業務を適正かつ確実に実施することができ

ると認められる者として厚生労働省令で定める

要件に該当するものでなければならない。

前項の公共サービス実施民間事業者について

は、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の

規定による指定を受けた者とみなして、同条第

三項から第五項まで並びに同法第九十二条の四

及び第九十二条の五の規定を適用する。この場

合において、同法第九十二条の三第三項中「第

一項第二号の規定による指定をしたときは」と

あるのは、「競争の導入による公共サービスの改

革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）

第三十三条第一項に規定する特定業務の実施に

ついて同法第二十条第一項の契約を締結したと

きは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条

第一項」とあるのは、「競争の導入による公共サ

ービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）

第三十三条第一項に規定する特定業務の実施に

ついて同法第二十条第一項の契約を締結したと

する。

二 第二項の公共サービス実施民間事業者が実施

する第一項第二号に規定する保険料の納付の請

求の業務については、弁護士法（昭和二十四年

法律第二百五号）第七十二条の規定は適用しな

い。

三 公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省

令で定めるところにより、その実施する特定業

務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しな

ければならない。

四 公共サービス実施民間事業者が、納付受託

業務について、次のいずれかに該当すると

いたとき。

五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託

業務について、次のいずれかに該当するとき。

六 公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省

令で定めるところにより、その実施する特定業

務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しな

ければならない。

七 公共サービス実施民間事業者が、納付受託

業務について、次のいずれかに該当するとき。

八 日本年金機構の理事長は、次の各号に掲げる

場合のいずれかに該当するときは、第二十条第

一項の契約を解除することができる。

一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の

規定に違反して、帳簿書類を作成したと

存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したと

思はれる。

二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反し

たとき。

三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反し

たとき。

四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規

定に違反して、同項の厚生労働省令で定める

行為を行つたとき。

五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託

業務について、次のいずれかに該当するとき。

六 第三項の規定により適用される国民年金

法第九十二条の四第二項又は第九十二条の

第三項の規定により適用される国民年金

法第九十二条の五第一項の規定に違反し

て、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、

若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿

を保存しなかつたとき。

七 第三項の規定により適用される国民年金

法第九十二条の五第三項の規定による立入

査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌

避し、又は同項の規定による質問に對して

陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたと

思はれる。

八 第三項の規定により適用される国民年金

法第九十二条の五第一項の規定による立入

査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌

避し、又は同項の規定による質問に對して

陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたと

思はせる。

九 不動産登記法等の特例

第三十三条の二 法務大臣は、次に掲げる登記所

の業務（以下この条において「特定業務」とい

う。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対

象とすることができる。

一 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三

号）第百十九条第一項の規定に基づく同項に

二 不動産登記法第二百二十条第一項の規定に基づく同項に規定する地図等（以下この号において単に「地図等」という。）の全部又は一部の写し（地図等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録で、あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下この条において同じ。）に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面の交付及び同法第二百二十条第二項の規定に基づく地図等（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧に係る業務

三 不動産登記法第二百二十二条第一項の規定に基づく同項の図面の全部又は一部の写し（当該図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務

四 不動産登記法第二百二十二条第三項又は第四項の規定に基づくこれららの規定の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同条第三項の正当な理由の有無の審査に係るものを除く。）

五 不動産登記法第二百四十九条第一項の規定に基づく同項に規定する筆界特定書等（以下の号において単に「筆界特定書等」という。）の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同条第二項の規定に基づく筆界特定書等（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧（前号の筆界特定書等の閲覧を除く。）に係る業務（同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものと除く。）

六 不動産登記法第二百四十九条第二項の規定に基づく同法第二百四十五条に規定する筆界特定手続記録（電磁的記録にあつては記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧（前号の筆界特定書等の閲覧を除く。）に係る業務（同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものと除く。）

七 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）第十条第一項（他の法令において準用す

八 商業登記法第十一條第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同法第十一條（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項の印鑑の証明書の交付に係る業務

九 商業登記法第十一條の二（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項の印鑑の証明書の交付に係る業務

十 外國法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第八条において準用する不動産登記法第百十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び夫婦財産契約の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八条において準用する不動産登記法第百二十一条第三項又は第四項の規定に基づく同項の書面の交付並びに外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八条において準用する不動産登記法第百四十二条において読み替えて準用する不動産登記法第百十九条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（登記簿の附屬書類の閲覧については、同条第三項の正当な理由の有無の審査に係るものと除く。）

十一 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第百四十二条において読み替えて準用する不動産登記法第百十九条第一項の規定に基づく同項の抵当証券の控えの謄本又は抄本の交付並びに抵当証券法第四十二条において読み替えて準用する不動産登記法第百二十二条第三項又は第四項の規定に基づくこれらの規定の抵当証券の控えの謄本又は抄本の交付に係る業務（閲覧については、同条第三項の正当な理由の有無の審査に係るものと除く。）

十二 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する業務

十三 前各号に掲げるもののほか、登記所において公開される帳簿、書類若しくは電磁的記録の閲覧又はこれらに記載され、若しくは記録された事項を記載した書面の交付に係る業務

十四 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

二 個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するためには必要な措置として法務省令で定める措置が講じられていること。

三 その他法務省令で定める要件に適合するものであること。

4 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の特定業務に従事する者（以下の条において「特定業務従事者」という。）又は特定業務従事者であつた者は、第二十五条第一項に規定する秘密を漏らし、又は濫用することとならない場合であつても、特定業務の実施に関する知り得た情報、特定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

5 特定業務従事者は、登記官が管理する帳簿、書類及び電磁的記録その他の国が管理する設備及び物品であつて、特定業務の用に供するものについて、使用、保管その他の取扱いをするときは、これを適正に行わなければならぬ。

6 法務大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、期間を定めて、公共サービス実施民間事業者の実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 公共サービス実施民間事業者が、第二項各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

二 特定業務従事者が、第三項又は第四項の規定に違反したとき。

三 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 公共サービス実施民間事業者が、第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 公共サービス実施民間事業者が、第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

6 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、そ

の理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、官民競争入札等監理委員会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。

8 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

9 前各項に定めるものほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例)

第三十三条の三 法務大臣は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号。以下この項において「刑事収容施設法」という。)第三条に規定する刑事施設並びに刑事収容施設法第二百八十七条第一項の規定によりこれに附置された労役場及び監置場(以下この項において「刑事施設等」という。)の運営に関する業務のうち次に掲げるものであつて、当該刑事施設等の被収容者等(刑事収容施設法第二条第一号、第七百七十四条第二項、第二百八十八条第一項及び第二百八十九条第一項に規定する被収容者、刑事施設にとどまる者、労役場留置者及び監置場留置者をいう。以下この項において同じ。)の犯罪的傾向その他の事情を勘案し、当該業務を民間事業者に実施させることとしても当該刑事施設等における被収容者等の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるものを、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一 刑事収容施設法第三十四条第一項(刑事収容施設法第七百七十四条第二項、第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第一項(以下この項において「滞留者等関係規定」と総称する。)において準用する場合を含む。)の規定による検査(写真的撮影及び指紋の採取並びにこれらに準ずるものとして政令で定める検査に限る。)の実施に係る業務

二 刑事収容施設法第四十四条(滞留者等関係規定において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による検査(刑事収容施設法第三十三条第一項第五号に規定する書籍等(以下この号において単に「書籍

等」という。)の内容に係るもの(除く。)の実施及び刑事収容施設法第七十条第一項(滞留者等関係規定において準用する場合を含む。)の規定により書籍等の閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するための刑事収容施設法第四十四条の規定による書籍等の内容に係る検査の補助に係る業務

三 刑事収容施設法第四十七条第一項、第四十八条第五項及び第五十二条(これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。)並びに第三百三十三条(これらの規定を刑事収容施設法第三百三十六条(刑事収容施設法第七百四十五条の規定によりその例によることとする場合を含む。)、第三百三十八条(刑事収容施設法第二百八十九条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において同じ。)、第三项(同条第五項において準用する場合を含む。)、第四百四十二条、第四百四十四条(刑事収容施設法第七百七十四条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。)、第二百八十八条第三項及び第二百八十九条(刑事収容施設法第四十七条第二項及び第四十八条第四項(これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。)の規定による物品その他の物の引渡しの実施に係る業務により領置することとされた物品の保管に係る業務

五 刑事収容施設法第六十一条第一項及び第六十二条第五項(これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。)の規定による健康診断(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第五十三条の二第一項の規定によるもの)の実施に係る業務

六 刑事収容施設法第七十三条第一項(滞留者等関係規定において準用する場合を含む。)の目的を達成するための被収容者等の行動の監視及び刑事施設等の警備(いざれも被収容者等の行動の制止その他の被収容者等に対する有形力の行使を伴うものを除く。)に係る業務

七 刑事収容施設法第七十五条第一項及び第六十四条第二項(これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。)

八 刑事収容施設法第八十四条第一項（刑事収容施設法第二百八十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査（身体に係るものを除く。）の実施並びにこれらの規定により取り上げられた所持品の一時保管に係る業務

九 刑事収容施設法第八十四条第三項に規定する調査の実施に係る業務

十 刑事収容施設法第八十六条第一項、第一百三十一条第一項及び第一百四条の規定による指導（講習、面接その他これらに類する方法によるものに限る。）の実施に係る業務

十一 刑事収容施設法第九十四条第二項に規定する訓練の実施に係る業務

十二 刑事収容施設法第二百二十七条第一項（刑事収容施設法第二百八十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二百三十三条（未決拘禁者等関係規定において準用する場合を含む。）、第二百三十五条第一項（刑事収容施設法第二百八十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第二百四十二条第一項（刑事収容施設法第二百三十八条及び第二百四十二条において準用する場合並びに刑事収容施設法第二百四十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第二百四十条第一項の規定による検査の補助（当該検査の補助として信書の内容を確認する者がその信書を発受ける個人を識別することができないようすることその他他の個人情報の適正な取扱いを確保するための方針として法務大臣が定める方法によるものに限る。）に係る業務

十三 刑事収容施設法第二百三十二条第一項及び第二項並びに第二百三十三条（これらの規定を未決拘禁者等関係規定において準用する場合を含む。）の規定による保管及び複製の作成に係る業務

特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

二 個人情報の適正な扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するため必要な措置として法務省令で定める措置が講じられていること。

三 その他法務省令で定める要件に適合すること。

四 公共サービス実施民間事業者は、第十一条第一号から第四号までのいずれかに該当する者を特定業務に従事させてはならない。

五 法務大臣は、公共サービス実施民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

二 前項の規定に違反したとき。

三 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

四 第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

五 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその時間を、官民競争入札等監理委員会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。

六 法務大臣は、公共サービス実施民間事業者が第四項第二号に該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

七 前各項に定めるもののはか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(戸籍法等の特例)

第三十四条 地方公共団体は、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項(同法第四条において準用して同じ。)の戸籍証明書をいう。以下この号において同じ。の規定に基づく戸籍謄本等(同項の戸籍謄本等又は同法第二百二十条第一項(同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において准用して同じ。)の戸籍証明書をいう。以下この号において同じ。)の交付若しくは同法第二百二十条の三第一項(同法第四条において準用

する場合を含む。以下この号において同じ。)の戸籍電子証明書の提供(いれども戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)又は同法第十二条の二(同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)において準用する同法第十一条第一項の規定に基づく除籍謄本等(同法第十二条の二の除籍謄本等又は同法第百二十条第一項の除籍証明書をいう。以下この号において同じ。)の交付若しくは同法第百二十条の三第一項の除籍電子証明書の提供(いれども除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡し若しくは同法第百二十条の三第二項(同法第四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の戸籍電子証明書提供用識別符号の提供又は除籍謄本等の引渡し若しくは同法第百二十条の三第二項の除籍電子証明書提供用識別符号の提供

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の十の規定に基づく同項の証明書(以下この号において「納税証明書」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し

三 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(以下この号において「住民票の写し等」という。)の交付又は同法第十五条の四第一項の規定に基づく同項の除票の写し若しくは除票記載事項証明書(以下この号において「除票の写し等」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等又は除票の写し等の引渡し

四 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し(以下この号において「戸籍の附票の写し」という。)の交付(当該戸籍の附票に記載されるものに限る。)又は同法第二十一条の三第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の除票の写し(以下この号において「戸籍の附票の除票の写し」という。)の交付(当該戸籍の附票の写し等の記載される者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写し等の引渡し

五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、
地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指
定都市にあつては、市長又は区長若しくは總
合区長とする。）が作成する印鑑に関する証
明書（以下この号において「印鑑登録証明
書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書
に記載されている者に対するものに限る。）
の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証
明書の引渡し。

前項各号に掲げる業務（以下この条において
「特定業務」という。）を実施する公共サービス
実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれに
も該当する者でなければならぬ。

一 その人的構成に照らして、特定業務を適正
かつ確實に実施することができる知識及び能
力を有していること。

二 特定業務を適正かつ確實に実施するために
必要な施設及び設備として総務省令・法務省
令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するための
措置その他特定業務を適正かつ確實に実施す
るために必要な措置として総務省令・法務省
令で定める措置が講じられていること。

四 その他総務省令・法務省令で定める要件に
適合するものであること。

地方公共団体は、第二十三条において準用す
る第二十条第一項の契約（以下この条において
単に「契約」という。）を締結しようとするとき、
あらかじめ、当該地方公共団体の議会の
議決を経なければならない。

地方公共団体は、第二十三条において準用す
る第二十条第二項の規定にかかるらず、契約を
締結したときは、その旨、当該契約の相手方と
なる公共サービス実施民間事業者の氏名又は名
称、当該公共サービス実施民間事業者が実施す
る特定業務の内容及びその期間を、遅滞なく、
告示しなければならない。

地方公共団体が、第二十三条において準用す
る第二十一条第一項の規定により契約を変更す
る場合又は協議により契約を解除する場合に
は、前二項の規定を準用する。

六 地方公共団体の長は、公共サービス実施民間
事業者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、期間を定めて、その実施する特定業務の全
部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号に掲げる要件を満たさなくなつ
たとき。

二 第二十八条において準用する第二十七条第
一項の規定による指示に違反したとき。

七 地方公共団体の長は、第二十三条において準
用する第二十二条第一項の規定により契約を解
除したときは、同条第四項の規定にかかるわら
ず、その旨、その理由及び当該公共サービス実
施民間事業者の氏名又は名称を、遅滞なく、告
示し、前項の規定により特定業務の全部又は一
部の停止を命じたときは、その旨、その理由、
当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名
称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及び
その期間を、第四十七条第一項に規定する合議
制の機関に通知するとともに、遅滞なく、告示
しなければならない。

八 公共サービス実施民間事業者は、特定業務取
扱事業所（公共サービス実施民間事業者が特定
業務を取り扱う事業所をいう。）に勤務する者
が特定業務に關して知り得た情報を当該特定業
務の取扱い以外の目的のために利用することを
防止するため、必要な措置を講じなければならない。
九 前各項に定めるもののほか、公共サービス実
施民間事業者による特定業務の実施に關し必要
な事項のうち、第一項第二号、第三号又は第五
号に掲げる業務に係るものについては総務省令
で、同項第一号に掲げる業務に係るものについ
ては法務省令で、同項第四号に掲げる業務に係
るものについては総務省令・法務省令で定め
る。

**第六章 国の行政機関等又は地方公共団体
が自ら実施することとなつた場合における
公共サービスの実施等**

**第三十五条 国の行政機関等は、第十三条第二項
の場合においては、官民競争入札実施要項及び
行政機関等の長等が作成した第十一條**

**第二項の書類の内容に従つて、官民競争入札対
象公共サービスを実施するものとする。**

**（地方公共団体官民競争入札対象公共サービス
の実施）**

**第三十六条 地方公共団体は、第十七条において
準用する第十三條第二項の場合においては、官
民競争入札実施要項及び当該地方公共団体の長
が作成した第十七條において準用する第十一條**

**第二項の書類の内容による公共サービスの改革を円滑
に推進するための措置）**

**第四十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互
選によりこれを定める。**

**2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表す
る。委員長に事故があるときは、あらかじめその
指名する委員が、その職務を代理する。**

**3 委員長に事故があるときは、あらかじめその
職務を代理する。**

（専門委員）

**第四十三条 委員会に、専門の事項を調査審議さ
せるため、専門委員を置くことができる。**

**2 専門委員は、當該専門の事項に関する調査審
議が終了したときは、解任されるものとする。**

**3 専門委員は、學識経験のある者のうちから、
その透明性、中立性及び公正性を確保するた
め、総務省に、官民競争入札等監理委員会（以
下「委員会」という。）を置く。**

（所掌事務）

**第三十八条 委員会は、この法律の規定によりそ
の権限に属させられた事項を処理する。**

**2 委員会は、前項の規定によりその権限に属
せられた事項に關し、総務大臣又は総務大臣を
通じて關係する国の行政機関等の長等に対し、
必要な勧告をすることができる。**

**3 委員会は、前項の規定による勧告をしたとき
は、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなけれ
ばならない。**

**4 総務大臣又は關係する国の行政機関等の長等
は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措
置について委員会に通知しなければならない。**

**この場合において、關係する国の行政機関等の
長等が行う通知は、総務大臣を通じて行うもの
とする。**

（報告の微収等）

**第四十四条 委員会の事務を処理させるため、委
員会に事務局を置く。**

**2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置
く。**

**3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌
理する。**

（報告の微収等）

**第四十五条 委員会は、その所掌事務を遂行する
ため必要な限度において、官民競争入札若しく
は民間競争入札を実施する国の行政機関等又は
公共サービス実施民間事業者に對して、報告又
は資料の提出を求めることができる。**

（政令への委任）

**第四十六条 この法律に定めるもののほか、委員
会に關し必要な事項は、政令で定める。**

**（第二節 地方公共団体の審議会その他の
合議制の機関）**

**第四十七条 地方公共団体は、地方公共団体の長
が官民競争入札又は民間競争入札を実施する場
合には、当該地方公共団体の特定公共サービス
に係る官民競争入札の実施その他の競争の導入
による公共サービスの改革の実施の過程につい
て、その透明性、中立性及び公正性を確保する
ため、当該地方公共団体の条例で定めるところ
により、公共サービスに關して優れた識見を有
する者により構成される審議会その他の合議制
の機関（次項において「合議制の機関」とい
う。）を置くものとする。**

**2 合議制の機関の組織及び運営に關し必要な事
項は、当該地方公共団体の条例で定める。**

（第八章 雜則）

**（競争の導入による公共サービスの改革を円滑
に推進するための措置）**

**第四十八条 国は、第二十四条の規定により公共
サービス実施民間事業者が実施することとなる
官民競争入札対象公共サービスの実施に從事し
ていた職員を、定員の範囲内において、他の官
職（他の国の中の行政機関に屬する官職を含む。）**

に任用することの促進その他の競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事務の委任)

第四十九条 国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該国の行政機関所属の職員又は他の国の行政機関所属の職員に、官民競争入札又は民間競争入札に関する事務を委任することができる。

(解釈規定)

第五十条 この法律のいかなる規定も、国の行政機関の長が実施する官民競争入札及び民間競争入札に対する会計法第四章の規定の適用を妨げるものと解釈してはならない。

第五十一条 この法律のいかなる規定も、地方公共団体の長が実施する官民競争入札及び民間競争入札に対する地方自治法第二編第九章第六節の規定の適用を妨げるものと解釈してはならない。

第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令(公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府、デジタル庁又は各省の内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とす(政令への委任)。

第五十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定めて知り得た秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関する規定の適用を妨げた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

(施行期日)

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の刑を科する。

(附則) 抄

(施行期日)

第五十七条 (検討)

(施行期日)

第五十八条 (検討)

(施行期日)

第五十九条 (平成一九年五月一一日法律第三

五号) 抄

(施行期日)

第六十条 (施行期日)

第六十一条 (施行期日)

第六十二条 (施行期日)

第六十三条 (施行期日)

第六十四条 (施行期日)

第六十五条 (施行期日)

第六十六条 (施行期日)

第六十七条 (施行期日)

第六十八条 (施行期日)

第六十九条 (施行期日)

第七十条 (施行期日)

第七十一条 (施行期日)

第七十二条 (施行期日)

第七十三条 (施行期日)

第七十四条 (施行期日)

第七十五条 (施行期日)

第七十六条 (施行期日)

第七十七条 (施行期日)

第七十八条 (施行期日)

第七十九条 (施行期日)

第八十条 (施行期日)

第八十一条 (施行期日)

第八十二条 (施行期日)

第八十三条 (施行期日)

第八十四条 (施行期日)

第八十五条 (施行期日)

第八十六条 (施行期日)

第八十七条 (施行期日)

第八十八条 (施行期日)

第八十九条 (施行期日)

第九十条 (施行期日)

第九十一条 (施行期日)

第九十二条 (施行期日)

第九十三条 (施行期日)

第九十四条 (施行期日)

第九十五条 (施行期日)

第九十六条 (施行期日)

第九十七条 (施行期日)

第九十八条 (施行期日)

第九十九条 (施行期日)

第一百条 (施行期日)

第一百零一条 (施行期日)

第一百零二条 (施行期日)

第一百零三条 (施行期日)

第一百零四条 (施行期日)

第一百零五条 (施行期日)

第一百零六条 (施行期日)

第一百零七条 (施行期日)

第一百零八条 (施行期日)

第一百零九条 (施行期日)

第一百一十条 (施行期日)

第一百一十一条 (施行期日)

第一百一十二条 (施行期日)

第一百一十三条 (施行期日)

第一百一十四条 (施行期日)

第一百一十五条 (施行期日)

第一百一十六条 (施行期日)

第一百一十七条 (施行期日)

第一百一十八条 (施行期日)

第一百一十九条 (施行期日)

第一百二十条 (施行期日)

第一百二十一条 (施行期日)

第一百二十二条 (施行期日)

第一百二十三条 (施行期日)

第一百二十四条 (施行期日)

第一百二十五条 (施行期日)

第一百二十六条 (施行期日)

第一百二十七条 (施行期日)

第一百二十八条 (施行期日)

第一百二十九条 (施行期日)

第一百三十条 (施行期日)

第一百三十一条 (施行期日)

第一百三十二条 (施行期日)

第一百三十三条 (施行期日)

第一百三十四条 (施行期日)

第一百三十五条 (施行期日)

第一百三十六条 (施行期日)

第一百三十七条 (施行期日)

第一百三十八条 (施行期日)

第一百三十九条 (施行期日)

第一百四十条 (施行期日)

第一百四十一条 (施行期日)

第一百四十二条 (施行期日)

第一百四十三条 (施行期日)

第一百四十四条 (施行期日)

第一百四十五条 (施行期日)

第一百四十六条 (施行期日)

第一百四十七条 (施行期日)

第一百四十八条 (施行期日)

第一百四十九条 (施行期日)

第一百五十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

第一百五十十三条 (施行期日)

第一百五十十四条 (施行期日)

第一百五十十五条 (施行期日)

第一百五十十六条 (施行期日)

第一百五十十七条 (施行期日)

第一百五十十八条 (施行期日)

第一百五十十九条 (施行期日)

第一百五十十条 (施行期日)

第一百五十一条 (施行期日)

第一百五十十二条 (施行期日)

2 この法律の施行の際現に旧委員会の委員又は専門委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日（附則第二十九条において「施行日」という。）に新公共サービス改革法第四十条又は第四十三条第二項の規定により、新委員会の委員又は専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新公共サービス改革法第四十一条第一項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 旧公共サービス改革法の規定により内閣総理大臣が行つた手続その他の行為は、新公共サービス改革法の相当の規定により総務大臣が行つた手続その他の行為とみなす。
(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年一二月一五日法律第七九号）抄

1 この法律は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月二四日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第十五条）を「第十五条の四」に、「第二十条」を「第二十一条の三」に、「第二十一條」を「第二十二条の四」に改める部分に限る。同法第二条及び第三条の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十二条第一項及び第五項、第十二条の二第四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改

正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十一条の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）、同条を同法第二十一条の四とする改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定（第二十一条の三第五項の表第十二条第五項の項、第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項に係る部分を除く。）並びに同法第二十四条、第三十一条の五十一、第三十六条の二第一項、第三十七条第一項、第四十三条、第四十六条第二号及び第四十八条第一項の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六条第二項の改正規定及び同法第七十九条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七条、第五十八条、第六十一条並びに第六十三条（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第二項の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法第二百三十三条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

二 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

三 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してしてその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則(令和三年六月一一日法律第六一
号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則(令和四年六月一七日法律第六八
号)抄**

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日